



「借地権の認定課税」とは



算式1 「相当の地代」の算出方法

1 土地の更地価額	取受した権利金の額等	× 年 6 %
2 公示価格等で算定した価額	取受した権利金の額等	× <u>算定した価額</u> 更地価額 × 年 6 %
3 相続税評価額	取受した権利金の額等	× <u>相続税評価額</u> 更地価額 × 年 6 %
※その価額の過去3年の平均額とすることもできます		
実際の計算		
・土地の更地価額	1億円（借地権割合70%）	
・公示価格等で算定した価額	8,500万円	
・相続税評価額	8,000万円	
・相続税評価額の過去3年平均	7,500万円	
・收受した権利金の額等	3,000万円	

算式2 認定課税額の算出方法

土地の更地価額	× <u>1 - 実際に收受した地代の年額 / 相当の地代の年額</u>	実際に收受した権利金の額等
実際の計算		
・土地の更地価額	1億円（借地権割合70%）	
・相当の地代の年額	315万円	
・実際に收受した地代の年額	126万円	
・実際に收受した権利金の額等	3,000万円	
実際の計算		
1億円 × (1 - 126万円 / 315万円) - 3,000万円 = 3,000万円		

図表2 借地権の認定課税の判定(法人が貸主の場合)

